

◎新潟県告示第1116号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月12日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 中東福社会	五泉市本町6丁目7番7号	特別養護老人ホームまおろしの郷	五泉市馬下1429番地	短期入所生活介護	R3.9.30
社会福祉法人 中東福社会	五泉市本町6丁目7番7号	特別養護老人ホームまおろしの郷	五泉市馬下1429番地	介護予防短期入所生活介護	R3.9.30